

そのパッケージ表示、ホントに大丈夫！？～合成ゴム編～

商品表示確認サポートについてご紹介いたします。

商品企画の段階において、パッケージ・店頭POP・カタログ・WEB上の広告などの表示内容が過不足なく法規制を遵守しているかどうかの確認と、結果のフィードバックを行っています。

今回はその中でも合成ゴム商品のパッケージチェックのご案内です。



台所用品（ごみ容器その他の蓋付き容器、洗いおけ、保存容器、ざる、まな板、製氷用器具など）
食事用器具（お皿、コップ、弁当箱、お椀など）で、型成形された合成ゴムを製品の全部または一部に使用したものは、家庭用品品質表示法の対象になるんだケン！！



チェックポイント

- ・法規制対象品かどうか
- ・使用材料や表示内容が家庭用品品質表示法に準じているか（単位や許容範囲など）
- ・耐熱温度や耐冷温度が機能表示などをみて問題がないか（電子レンジ対応、食洗機対応等）
- ・取り扱い上の注意文言が適切であるかどうか



表示チェック例：作成した表示に問題がないか法令に準じて添削します

<合成ゴム製まな板>

使用材料 合成ゴム

耐熱温度 120℃

寸法 縦400mm、横300mm

取り扱い上の注意

- ・火のそばに置かないでください。
- ・熱い鍋などを載せないでください。

〇〇株式会社

TEL 03-9999-9999

<洗いおけ>

使用材料 シリコンゴム

耐熱温度 220℃

耐冷温度 -30℃

取り扱い上の注意

- ・火のそばに置かないでください。
- ・食材の臭いが移る場合があります。
- ・食材の色が移る場合があります。

〇〇株式会社

TEL 03-9999-9999

寸法表示に「厚さ」表示が必要

例 寸法 縦400mm、横300mm、**厚さ25mm**

「容量」表示が必要

例 容量 **1.2ℓ**

★こんな企業様におすすめ★

- ・商品に対する注意表示内容の知見が少ない
- ・商品表示に関連する法令について知見が少ない

<表示確認の対象範囲>

☑家表法（家庭用品品質表示法）

☑都条例（東京都消費生活条例）

☑食品衛生法・各種認証マーク基準

☑薬機法（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）

☑景品表示法（不当景品類および不当表示防止法）

☑容リ法（容器包装リサイクル法）

☑公正競争規約

など

上記の内容についてご不明な点等ございましたら、こちらまでお問い合わせください。

品質支援事業本部

東京 03-6863-8730
大阪 06-6577-0209



Instagramやってます！